

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	備考
（前文） ※別途検討			
第1章 総則			
<p>（目的） 第1条 この条例は、二代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民の利益と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>田川市議会基本条例（以下、基本条例と記載します。）の目的は、二代表制のもとでの議会の役割及び議会に関する基本的事項を明文化し、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展への寄与をすることです。</p>		
<p>（最高規範性） 第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。</p>	<p>この条例は、田川市議会における最高規範であることを定めています。</p>	<p>●総則の中で最高規範性を明記する。</p>	
<p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。（伊賀22）</p>	<p>議員がこの条例の理念を再認識するために、この条例に関する研修を義務付けています。</p>		
第2章 議会及び議員の活動原則			
<p>（議会の活動原則） 第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p>	<p>議会が活動を行うにあたっての5つの原則を定めています。</p>	<p>●議会の活動原則 と 議員の活動原則 は条文を分ける。</p>	
<p>(1) 公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p>	<p>市民に対する公正性、透明性及び信頼性を重視して、議会運営を行うよう定めています。</p>	<p>○市民に開かれた、市民とともに歩む議会という点を大切にしたい。</p>	
<p>(2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。</p>	<p>議決責任を深く認識した上で、市民に対する情報の公開及び提供を積極的に行うとともに、説明責任を果たすことを定めています。</p>		
<p>(3) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に取り組むこと。</p>	<p>市政全般にわたる市民の多様な意見の把握に努め、積極的に政策立案・提言に努めることを定めています。</p>		
<p>(4) 市民の負託にこたえ、開かれた議会を実現するため継続的に議会改革を推進すること。</p>	<p>議会が市民の代表機関であること自覚し、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。</p>		
<p>(5) 市民が議会に関心が持てるよう、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。</p>	<p>市民が親しみやすく、関心が持てるよう、市民に分かりやすい言葉や表現を用いた議会運営に努めるよう定めています。</p>		

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	備考
<p>（議員の活動原則） 第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。</p> <p>(2) 議員相互の言論を尊重するとともに、自由な討議を推進し、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(3) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。</p>	<p>議員が活動を行うにあたっての3つの原則を定めています。</p> <p>市政の課題全般にわたって、市民の意見を的確に把握するとともに、研修の充実強化等により、自らの資質の向上に努めることを定めています。</p> <p>言論は議会制度の重要な要素であることを自覚するとともに、市民に対して市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、議員間の自由な議論を行うよう努めることを定めています。</p> <p>議会を構成する一員として、地域等の個別の課題を解決するだけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。</p>		
<p>（議長・副議長志願者の所信表明） 第5条 議会は、議長・副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に対し、議会活動の方向性を明確にし、市民に対する議会の透明性を高めるため、所信表明の場を設けなければならない。</p>	<p>議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、透明性をより一層強めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けることを定めています。</p>	<p>○所信表明は「正副議長になる理由」「正副議長になった場合に何をしたいのか」等、正副議長を選ぶ基準になる。</p> <p>○市民から見て、どのように正副議長が選ばれているのかわからない。市民に見えるようにするためにもいいのではないか。</p> <p>○議長には執行権がないため、所信表明で何をうったえ、何が実行できるのかわからない。所信表明まではせずに、立候補制にする程度で止めておいてもいいのではないか。</p>	
<p>（会派） 第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>合議機関である議会において、議員は会派という議員集団を結成して活動できることを定めています。</p> <p>会派は、政策を中心として同一の理念を持つ議員によって構成し、活動することを定めています。</p> <p>各会派は、議会運営や政策立案等に関して、必要に応じて協議等を行い、会派間での合意形成に努めることを定めています。</p>	<p>○会派、代表者会議、全員協議会の条文については、会議規則等との関連性を踏まえ検討していく。</p>	

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	
第3章 市民と議会の関係			
<p>（市民参加及び市民との連携）</p>	<p>本会議、委員会を原則として公開で行うことを定めています。</p>	<p>○住民自治の拡大に視点をあてるのか、議会の権限拡大に視点をあてるのかという基本的な議論が必要である。</p>	<p>地方自治法 109 条第 5 項</p>
<p>第 7 条 議会は原則公開とする。</p>		<p>○秘密会が望ましいものと、そうでないものを整理する必要がある。</p>	<p>常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</p>
<p>2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>各委員会を運営するにあたって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という）第 109 条、法第 109 条の 2 および法第 110 条に規定されている公聴会制度や参考人制度を十分に活用することにより、市民の専門的識見等を聴取し、議会において重要な議案等を審議する際の討議に反映させるよう努めることを定めています。</p>	<p>○提案者から直接意見を聴いたほうが趣旨が伝わることから、条例に盛り込むべきである。</p> <p>○請願・陳情者の意見を聴くということについて、最終的には委員長が委員の意見を聴いて判断することである。条例では「努める」という文言にして、これまでよりも積極的に意見を聴く姿勢を示すという捉え方でいいのではないか。</p>	<p>地方自治法 109 条第 6 項</p> <p>常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p>
<p>3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることに努めるものとする。</p>	<p>請願及び陳情の審議において、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設け、率直な願意の把握等に努めることを定めています。</p>	<p>○市民が一番知りたい部分であり条例に盛り込むべきだと思う。</p>	
<p>4 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、議員に対する市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>議会広報等を通して、議案に対する各議員の態度を公表することで、議員の議決責任に対する認識を促すとともに、市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めることを定めています。</p>	<p>○会派での合意や会派としての態度が分かるようにできないか。</p> <p>○議決結果は議会で議論された後の議会の総意であるので、個人の賛否を公開する必要はないのではないか。</p> <p>○現在、本市議会では個人の賛否の把握をしていないため、正確に賛否を把握する方法について検討する必要がある。</p>	
<p>（議会報告会）</p>		<p>○市民と対話する機会を盛り込みたい。</p>	
<p>第 8 条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとする。</p>	<p>市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の 1 つとして、議会報告会を行うことを定めています。議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的とします。</p>	<p>○議会報告会を実施している他の自治体では実際にどのような活動をしているのかということも踏まえ、検討していく必要がある。</p> <p>○実施した場合は各議員にとってかなりの負担となるため、会派の意見を聴きながら慎重に検討すべきである。</p> <p>○個人・会派ではなく、議会としてどうしていくのかという話である。条例に盛り込むという形の中で、議論を進めていきたい。</p>	

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	
第4章 議会と執行機関の関係			
（議員と市長等執行機関の関係）			
第9条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。	議会での審議における議員と市長等執行機関との健全な緊張関係の保持について定めています。		
(1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。	議員から市長等に対する議案質疑及び一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができることを定めています。		
(2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。	法第121条の規定に基づき、議長から出席を求められた市長等は、議長または当該委員会の委員長の許可により質問をした議員に対して、その論点を整理するため、逆質問ができる、いわゆる「反問権」について定めています。	○「執行部の反問権」を盛り込みたい。 ○議論通行をスムーズにするための反問にとどめたほうがいいのではないか。 ○議員の政策能力を高めて、執行部の政策形成過程を聞くためにも反問権は必要だと思う。	
(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議員は、重要な政策、緊急を要する事案等について、透明性を確保する観点から、市長等に対し、文書によって質問し、文書による回答を求めることを定めています。	○文書質問等についてはさらに研究したのち議論を深めていきたい。	
（議会審議における論点情報の形成）			
第10条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	議会は、議会に提案される重要な政策等について、政策水準を高めるような議論が行われるよう、その政策の提案者である市長等又は議員に対して、（1）から（5）までに列挙された5項目にわたる情報を提供するよう求めることを定めています。	○事前に執行部と協議・調整が必要ではないのか。 ○議会が議会としての権能を果たすために、当然の権利として執行部に要求していくものだと思う。	地方自治法第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。
(1) 政策等の提案に至った経緯、理由			
(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討			
(3) 市民参加の実施の有無とその内容			
(4) 関係法令、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想及び基本構想に基づく計画との整合性			
(5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等			

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	
2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めることができる。	議会は、議会に提案される予算案や決算の審議を行うに当たって、政策水準を高めるような議論が行われるよう、前項の規定に準じて、提案者に対し、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めることができることを定めています。		
<p>（執行機関の監視）</p> <p>第11条 議会は市長等執行機関の事務の執行が、適正かつ公平、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、必要に応じ市長等に対し適正な措置を講じることを促し、又は代案を提案するものとする。</p>	議会は議決権を担い、執行は市長等の執行機関が担っていることから、議決等の執行状況を常に監視し、必要に応じて市長等に対して適正な措置を講じるよう要望するとともに、代案を提案することを定めています。	●骨子案の作成時に検討する。	
2 議会は、前項の代案を提案するために必要な資料の提出、意見の提供及び説明等について、市長等に協力を求めることができる。	議会と執行機関では、情報資料に関して対等でないことから、前項の代案を提案するために必要な情報資料の提供について、市長等に協力を求めることができることを定めています。		
2 議会は、執行機関が本会議又は委員会において答弁した内容の経過等について、文書により報告を求めることができる。	議会は、執行機関が本会議又は委員会において答弁した内容に関して、その後の経過及び結果等について文書により報告を求めることができることを定めています。	○一般質問等で執行部が検討すると答弁した事項の結果報告義務や執行部の責任に関する規定を盛り込みたい。	
<p>（市政に係る重要な計画の議決等）</p> <p>第12条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、同法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更等とする。</p>	地方自治法の規定を活用し、市の基本構想に基づく基本計画について、議会の議決事項として追加し、その決定に参画する機会を確保することとした規定です。	●佐賀市議会等の例を参考にすることとし、細かな諸計画については盛り込まない方向で検討することとした。	<p>地方自治法第96条第2項</p> <p>前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p>
第5章 議員間の自由討議			
<p>（議員間の自由討議）</p> <p>第13条 議員は、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。</p>	議案の審議等をする場合には、市民に対して市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、議員間において自由な議論を行うよう努め、審議や議論を尽くさなければならないことを定めています。	<p>○本会議でも自由討議を行うべきである。</p> <p>○本会議では議員も多くなるため、自由討議の収拾や議事進行面での課題もでてくる。</p> <p>○政策的議論は委員会で十分できる。本会議での自由討議は慎重に検討しなければいけない。</p> <p>○自由討議をする場合の、議案の提案者や議案の内容等について、整理する必要があると思う。</p> <p>○言論の府である議会において、自由な討議を行って、市民に議案等の論点や問題点がわかるようにすることが大切ではないか。</p> <p>○討論との関係はどうなるのか。</p>	

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	
<p>（政策協議会）</p> <p>第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題等について、共通認識を深めるため、積極的に政策協議会を行うものとする。</p>	<p>議員が一堂に会する政策協議会を行い、二元代表制の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、市政に関する重要な政策及び課題等についての共通認識を深めることを定めています。</p>		
第6章 委員会の運営			
<p>（委員会の運営）</p> <p>第15条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p>			
<p>2 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>委員会の審査に当たっては、公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることを規定しています。</p>	<p>○委員会の傍聴者にも資料を配布（貸与）したほうがよいと思う。</p>	
<p>3 委員会は、インターネット等の情報伝達手段を使って、議案審査等の委員会活動について、市民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>市民に開かれた議会を目指すため、委員会における議案の審査状況及び議員の活動状況について、インターネット等の情報伝達手段を活用して、市民への周知に努めるよう定めています。</p>	<p>○出前講座など、積極的に外に出る活動もすべきである。</p> <p>○出前講座については、議会報告会との関連も出てくるため再度検討する。</p> <p>○市役所以外で委員会を開催した場合、どこまで本音の議論ができるのか、また、全議員が公平・公正な立場で議論することができるのかといった疑問がでてくる。慎重に検討する必要があると思う。</p>	
第7章 政務調査費			
<p>（政務調査費）</p> <p>第16条 政務調査費については、田川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）に定めるところによる。</p>	<p>政務調査費に関することは、別に田川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）で定めることとしています。</p>	<p>○政務調査費については、既存の条例を尊重することを盛り込む。</p>	
<p>2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。</p>	<p>政策立案及び調査研究等に資するために政務調査費の交付を受けるとともに、領収書など証拠書類の公開等により、その使途の透明性を確保することを定めています。</p>		

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	備考
第8章 議会及び議会事務局の体制整備			
<p>（議員研修の充実強化） 第17条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、学識経験を有する者及び市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。</p>	<p>議員の政策立案能力をはじめとする資質の向上のため、議員研修を充実強化するよう努めなければならないことを定めています。</p> <p>幅広い分野の専門家や様々な層の市民等を招き、議員の資質の向上を目的とした議員研修会を積極的に開催することを定めています。</p> <p>市政の課題をより幅広い視点から捉えるために、視察等を行うことにより、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならないことを定めています。</p>		
<p>（議会事務局） 第18条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の組織体制の整備を図るため、必要に応じて市長と協議するものとする。</p>	<p>議員の資質の向上等と円滑な議会運営に資するため、議会事務局の調査機能や法務機能の充実強化と組織体制の整備を図るよう努めることを定めています。</p> <p>議長は、議会事務局の組織体制の整備を図るため、必要に応じて市長と協議することを定めています。</p>	<p>○議会のチェック機能強化、政策立案能力を高めるためにも、議会事務局体制の強化を図ることを条例に盛り込む。</p> <p>○議長の人事権・任命権の強化を図る条件整備が必要である。</p>	
<p>（予算の確保） 第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	<p>議会が議事機関としての機能を充実するために必要な予算を確保するよう努めることを定めています。</p>	<p>○議会費の予算について、議員間で協議のうえ要望書を作成し、議長から市長に要望書を提出する形式を考えたい。</p>	

田川市議会基本条例骨子案検討資料

議会基本条例検討特別委員会資料（H22年9月1日）

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	備考
<p>（議会図書室） 第20条 議会図書室については、田川市議会図書室条例（昭和23年条例第27号）に定めるところによる。</p> <p>2 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能強化に努めるものとする。</p>	<p>議会図書室については、別に田川市議会図書室条例（昭和23年条例第27号）で定めることとしています。</p> <p>議会図書室の適正な管理と機能の強化に努めることについて定めています。</p>		
<p>（議会広報の充実） 第21条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めるものとする。</p>	<p>広報紙等を利用することにより、議会の活動に関する情報を市民にわかりやすく周知するよう努めなければならないことを定めています。</p> <p>インターネット等をはじめとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して関心を持つよう広報活動に努めることを定めています。</p> <p>広報紙等を充実させるため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めることを定めています。</p>		
<p>（広報委員会） 第22条 議会は議会活動が広く市民の理解を得られるよう広報委員会を設置し、広報活動に努めるものとする。</p>	<p>市民に開かれた議会を推進するため、広報活動全般の基本的事項について協議、調整を行う広報委員会を設置しています。</p>	<p>○事務局だけでメリハリのある広報誌を作成することは難しい。市民に開かれた議会の情報伝達方法として有効な手段であることから、議員で広報委員会を作ることを議論する必要がある。</p>	
<p>（専門的識見の活用） 第23条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>法第100条の2の規定に基づき、専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等に依頼し、その専門的識見を活用することによって、議会における討議に反映させるよう努めることを定めています。</p>		<p>地方自治法第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。</p>
<p>（付属機関の設置） 第24条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、付属機関を設置することができる。</p>	<p>市政全般について、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときには、別に条例で定めるところによって、付属機関を設置することができることを定めています。</p>	<p>○条例に明記しておかなければ必要な時に設置できないため、条例に盛り込むべきである。</p>	

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇			
（議員の政治倫理）			
<p>第25条 議員は、主権者たる市民の厳粛な信託に応え、もって清潔で民主的な市勢の伸展に寄与しなければならない。</p>	<p>議員の政治倫理について、主権者である市民からの厳粛な信託に応え、清潔で民主的な市勢の伸展に寄与しなければならないことを定めています。</p>		
<p>2 議員の政治倫理の規範については、田川市政治倫理条例（平成7年条例第16号）に定めるところによる。</p>	<p>議員の政治倫理の規範については、別に田川市政治倫理条例（平成7年条例第16号）で定めるところとしています。</p>		
（議員定数）			
<p>第26条 議員の定数は、田川市議会議員定数条例（昭和38年条例第2号。次項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。</p>	<p>議員の定数は、別に田川市議会議員定数条例（昭和38年条例第2号）で定めるところとしています。</p>		<p>地方自治法 109 条第 7 項</p> <p>常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。</p>
<p>2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。</p>	<p>委員会又は議員が、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、議員定数条例の改正議案を提出しようとする場合、市民への説明責任を果たすために、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出するものと定めています。</p>		<p>地方自治法 112 条第 1 項</p> <p>普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。</p>
<p>3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。</p>	<p>議員定数条例の改正議案の提出に当たっては、公聴会制度や参考人制度等を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。</p>		
（議員報酬）			
<p>第27条 議員の議員報酬は、田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号。次項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。</p>	<p>議員報酬は、別に田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 23 号）で定めるところとしています。</p>	<p>○議員報酬のあり方等、根本的な部分を議論する必要がある。ボランティアであるべきといった意見や、日割りでもよいといった意見を踏まえたうえで、「報酬」の捉え方について議論を深める必要があるのではないかと。</p>	
<p>2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。</p>	<p>委員会又は議員が、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとする場合、市民への説明責任を果たすために、明確な改正理由を付して提出するものと定めています。</p>	<p>○議員報酬は議員間で話し合っ決めていくという意思表示をする条文であると思う。例えば、第三者の意見を聴いて決定するという事になれば、第三者機関を設置することも考えられる。</p>	
<p>3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。</p>	<p>議員報酬等条例の改正議案の提出に当たっては、法の規定に基づく公聴会制度や参考人制度等を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。</p>	<p>○どの方法をとっても、最終的には議員自らが判断することになる。</p>	

田川市議会基本条例（たたき台）	説明	意見・論点	
第10章 補則			
<p>（見直し手続き）</p> <p>第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p>	<p>4年ごとに執行される一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討することを定めています。なお、その他の時期には検討を行わないという趣旨の条文ではありません。</p>	<p>○事後検証を行う意味でも盛り込むべきである。</p>	
<p>2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>前項による検討の結果、必要に応じて、条例改正等の適切な措置を講じることを定めています。</p>		
<p>（委任）</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>この条例に定めるもの以外に必要な事項について、別の条例、規則、規程等で定めることを明記しています。</p>		
<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例の施行期日として、公布と同時に施行されることを定めています。</p>		

議会基本条例検討特別委員会における審議経過と審議結果整理表 (第8回 委員会資料)

回数	開催日	審議結果
第1回	H22. 4. 27	正副委員長を決定
第2回	H22. 5. 11	●設置目的について 特別委員会では「議会基本条例の策定を前提に審議していくこと」を確認
		●最終目標について 「本年12月までに議会基本条例の原案を作成し委員長報告を行うこと」を目標とする
		●情報公開について 特別委員会の審議結果及び掲載可能な会議資料については、田川市議会ホームページに掲載する
		●研修会の開催について 5月31日(月)10時から【法政大学教授 廣瀬 克哉 氏】を講師に招き、特別委員会主催の研修会を開催することとし、研修会の参加範囲は、田川市議会全議員及び執行部職員のほか、一般の市民も参加可能とする。
第3回	H22. 5. 31	研修会を開催
第4回	H22. 6. 24	●議会基本条例の構成について <委員会が出された主な意見等> <input type="checkbox"/> 市民に開かれた、市民とともに歩む議会という点を大切にしたい。 <input type="checkbox"/> 「議会報告会」や「意見交換会」といった市民と対話する機会を盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 執行部が持っている資料について、情報公開条例で出すことが可能な資料に関しては、議員が必要な請求手続きを踏めば、資料を出してもらえる仕組みを作りたい。 <input type="checkbox"/> 議会費の予算について、議員間で協議のうえ要望書を作成し、議長から市長に要望書を提出する形式を考えたい。 <input type="checkbox"/> 条例の最高規範性を明記した条文は、条例の前段で規定すべきではないか。 <input type="checkbox"/> 「執行部の反問権」と「正副議長の立候補制」を盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 議長が議会を招集できる仕組みを考え盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 通年議会についても検討する必要がある。 <input type="checkbox"/> 一般質問等で執行部が検討すると答弁した事項の結果報告義務や執行部の責任に関する規定を盛り込みたい。 【まとめ】 今日示された資料及び会議で出された意見等を踏まえ、次回以降、意見集約をしながら、議会基本条例の構成について議論を深めていくこととした。
		●今後のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 可能な限り早い時期にアンケート調査を実施することを前提に、アンケートの実施時期、規模、内容、必要経費等について、次回の委員会で検討する。 <input type="checkbox"/> 市民との意見交換会(シンポジウム等)の開催時期や内容等について、アンケート調査と併せて検討していく。 <input type="checkbox"/> 議会のおしらせ等で特別委員会の記事を掲載する。
		●視察について 議会基本条例を制定し実際に運用している先進自治体の行政視察を実施することとし、日程、視察先については正副委員長一任とした。 ※視察日程 8月2日(月)～3日(火)【1泊2日】 視察先：埼玉県 所沢市議会
		●議会基本条例に盛り込むべき事項について <委員会が出された主な意見等> <input type="checkbox"/> 議会の招集権について ・ 議長の議会招集権については法的に難しいようだが引き続き研究していく。 ・ 国の動向を見て時間をかけて議論してもよいのではないかと。 <input type="checkbox"/> 通年議会について ・ 通年議会にすれば、市長の専決処分は限定され、年度末等に見られる税法改正に伴う専決処分はなくなる。 ・ 専決処分を制限する方法として、議会基本条例の中で、その説明責任を明確にする方法を盛り込む方法も考えられるのではないかと。 <input type="checkbox"/> 議長・副議長志願者の所信表明について ・ 「正副議長になる理由」「正副議長になった場合に何をしたいのか」等、正副議長を選ぶ基準になる。 ・ 市民から見て、どのように正副議長が選ばれているのかわからない。市民に見えるようにするためにもいいのではないかと。 ・ 議長には執行権がないため、所信表明で何をうったえ、何が実行できるのかわからない。所信表明まではせずに、立候補制にする程度で止めておいてもいいのではないかと。 <input type="checkbox"/> 議員間の自由討議について ・ 議員間の自由討議については、現在の委員会運営の実情に照らして、必要性について議論を深めていく必要がある。
第5回	H22. 7. 8	

第5回	H22. 7. 8	<p>【まとめ】</p> <p>① 総則の中で最高規範性を明記する。 ② 市民に分かりやすい表現を用いて、条例のスリム化を図るなど、市民から見て分かりやすい条例にする。 ③ 議会の活動原則 と 議員の活動原則 は条文を分ける。 ④ 通年議会については引き続き議論していく。 ⑤ 正副議長選出時の所信表明及び立候補制については今後も議論を深めていく。 ⑥ 会派、代表者会議、全員協議会の条文については、会議規則等との関連性を踏まえ検討していく。 ⑦ 議員間の自由討議については今後も議論を深めていく。</p> <p style="text-align: center;">アンケート調査（市民の意識調査の実施について）</p> <p><input type="checkbox"/> 調査の目的及び実施主体について確認。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査項目を決定。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査時期を7月下旬～8月下旬とした。 【調査期間：7月26日（月）～8月20日（金）】</p> <p><input type="checkbox"/> 調査規模は、田川市に居住する満20歳以上の男女のうち1,000人を無作為抽出とした。</p>
第6回	H22. 7. 23	<p style="text-align: center;">議会基本条例に盛り込むべき事項について</p> <p>《委員会で出された主な意見等》</p> <p>□会議録の公開について</p> <p>・ 秘密会が望ましいものと、そうでないものを整理する必要がある。</p> <p>□請願・陳情者の意見陳述の場を設けることについて</p> <p>・ 提案者から直接意見を聴いたほうが趣旨が伝わることから、条例に盛り込むべきである。</p> <p>請願・陳情者の意見を聴くということについては、最終的には委員長が委員の意見を聴いて判断することである。条例では「努める」という文言にして、これまでよりも積極的に意見を聴く姿勢を示すという捉え方でいいのではないか。</p> <p>□市民と議会の関係について</p> <p>・ 住民自治の拡大に視点をあてるのか、議会の権限拡大に視点をあてるのかという基本的な議論が必要である。</p> <p>□議会報告会・意見交換会について</p> <p>・ 議会報告会については、「市民と議会の関係」の条文に入れ込むのではなく、個別に定めたほうがよい。</p> <p>・ 意見交換会と議会報告会をどのように捉えるのかということがポイントになる。</p> <p>・ 議会報告会を実施している他の自治体では実際にどのような活動をしているのかということも踏まえ、検討していく必要がある。</p> <p>・ 実施した場合は各議員にとってかなりの負担となるため、会派の意見を聴きながら慎重に検討すべきである。</p> <p>【まとめ】 ・ ・ 個人・会派ではなく、議会としてどうしていくのかという話である。議会報告会の実施要綱等の資料を集めて、どうすれば本市議会にあったものができるのかということについて、次回以降、集中的に議論したい。議会報告会については、条例に盛り込むという形の中で、議論を進めていきたい。</p> <p>□賛否の公開について</p> <p>・ 市民が一番知りたい部分であり、条例に盛り込むべきだと思う。</p> <p>・ 会派での合意や会派としての態度が分かるようにできないか。</p> <p>・ 議決は議会で議論された後に最終的な結論として出た議会の総意であるので、個人の賛否を公開する必要はないのではないか。</p> <p>・ 現在、本市議会では個人の賛否の把握をしていないため、正確に賛否を把握する方法について検討する必要がある。</p> <p>・ すべて賛否の公開をすれば、簡易採決はなくなる。そのあたりも整理したうえで議論する必要がある。</p> <p>□意見提案手続き、パブリックコメント、モニター制度について</p> <p>・ 慎重に検討することとなった。</p> <p>□広報委員会について</p> <p>・ 広報委員会を作って議員同士で議論し記事を割愛していけば、読みやすく分かりやすいものになるのではないか。</p> <p>・ あえて条例に盛り込まなくても、広報委員会はできるのではないか。</p> <p>・ 条例の後半部分で「議会広報の充実」ということを明文化している基本条例もある。</p> <p>【まとめ】 広報委員会については、その目的について、さらに研究していくこととしたい。</p> <p>□議会と執行部の関係について</p> <p>・ 反問権については、議論通行をスムーズにするための反問にとどめたほうがいいのではないか。</p> <p>・ 議員の政策能力を高めて、執行部の政策形成過程を聞くためにも反問権は必要だと思う。</p> <p>・ 文書質問等についてはさらに研究したのち議論を深めていきたい。</p> <p>□議会審議における論点情報の形成について</p> <p>・ 事前に執行部と協議・調整が必要ではないのか。</p> <p>・ 議会が議会としての権能を果たすために、当然の権利として執行部に要求していくものだと思う。</p> <p>□予算及び決算の審議における政策説明、監視及び評価、政策立案及び政策提言</p> <p>・ 骨子案の作成時に検討する。</p> <p style="text-align: center;">地方自治法第96条第2項の議決事件（議決事項の追加）</p> <p>・ 佐賀市議会等の例を参考にすることとし、細かな諸計画については盛り込まない方向で検討することとした。</p>

第6回	H22. 7. 23	<p style="text-align: center;">市民との意見交換会（シンポジウム等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムを開催する場合、予算がなくては開催できないので、予算要求はしておくべきだと思う。 ・ シンポジウムの開催及び予算要求については、慎重に議論する必要があると思う。 ・ 市民意見の聴取ということであれば、シンポジウム以外にもアンケート調査等の方法はあると思う。 ・ シンポジウムを開催する前に、中身のあるものにするためにも専門家の意見を聴く必要があるのではないか。
第7回	H22. 8. 10	<p style="text-align: center;">議会基本条例に盛り込むべき事項について</p> <p>□議員間の自由討議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会と本会議で、議員間の自由討議を行うべきである。 ・ 自由討議をする場合の、議案の提案者や議案の中身・内容について、整理する必要があると思う。 ・ 政策的議論は委員会ですべてできるため、本会議で議論（自由討議）することについては慎重に検討しなければいけない。 ・ 本会議では議員も多くなるため、自由討議の收拾や議事進行面での課題もでてくる。 ・ 言論の府である議会において、自由な討議を行って、市民に議案等の論点や問題点がわかるようにすることが大切ではないか。 ・ 討論との関係も整理する必要があるのではないか。 <p>□政策討論会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会の実施と関係してくる部分である。 <p>□議会運営、委員会の活動・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の傍聴者にも資料を配布したほうがよいと思う。 ・ 出前講座など、積極的に外に出る活動もすべきである。 ・ 市役所以外で委員会を開催した場合、どこまで本音の議論ができるのか、また、全議員が公平・公正な立場で議論することができるのかといった疑問がでてくる。慎重に検討する必要があると思う。 ・ 出前講座については、議会報告会との関連も出てくるため再度検討する。 <p>□政務調査費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の条例を尊重する方向で基本条例に盛り込む。 <p>□議会広報誌の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局だけでメリハリのある広報誌を作成することは難しい。市民に開かれた議会の情報伝達方法として議会広報は有効であることから、議員で広報委員会を作るか、どうか議論する必要がある。 <p>□議会事務局の体制整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の人事権・任命権の強化を図る条件整備が必要である。 ・ 議会のチェック機能強化、政策立案能力を高めるためにも、議会事務局体制の強化を図ることを条例に盛り込む。 <p>□付属機関の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に明記しておかなければ必要な時に設置できないため、条例に盛り込むべきである。 <p>□議会改革の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会の中で積極的に改革について議論するといった内容の条文ではどうか。 <p>□議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬のあり方について、根本的な部分を議論する必要がある。ボランティアであるべきといった意見や、日割りでもいいのではないかといった意見を踏まえ、うえて、「報酬」の捉え方について議論を深める必要があるのではないか。 ・ 議員報酬は議員間で話し合っ決めていくという意思表示をする条文であると思う。例えば、第三者の意見を聞いて決定しようということになれば、第三者機関を設置することになる場合も考えられる。 ・ いずれにしても最終的には議員が自らが判断することになる。 <p>□条例の見直し手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後検証を行う意味でも、盛り込むべきだと思う。 <p>●今後のスケジュールについて</p> <p>※これまでに出示された意見、市民意識調査の結果等を踏まえ、次回以降、骨子案の検討に入っていく。 ※「骨子案の素案」等、資料作成については、正副委員長に一任する。 ※今後、条例案を議論していく途中で、専門家（講師）の意見を聴く機会を数回設ける。 ※講師謝礼金及び特別委員会の諸経費について9月補正予算で要求する。 （金額等については正副委員長一任）</p>

議会基本条例検討特別委員会における審議経過と審議結果整理表 (第8回 委員会資料)

回数	開催日	審議結果
第1回	H22. 4. 27	正副委員長を決定
第2回	H22. 5. 11	●設置目的について 特別委員会では「議会基本条例の策定を前提に審議していくこと」を確認
		●最終目標について 「本年12月までに議会基本条例の原案を作成し委員長報告を行うこと」を目標とする
		●情報公開について 特別委員会の審議結果及び掲載可能な会議資料については、田川市議会ホームページに掲載する
		●研修会の開催について 5月31日(月)10時から【法政大学教授 廣瀬 克哉 氏】を講師に招き、特別委員会主催の研修会を開催することとし、研修会の参加範囲は、田川市議会全議員及び執行部職員のほか、一般の市民も参加可能とする。
第3回	H22. 5. 31	研修会を開催
第4回	H22. 6. 24	●議会基本条例の構成について <委員会が出された主な意見等> <input type="checkbox"/> 市民に開かれた、市民とともに歩む議会という点を大切にしたい。 <input type="checkbox"/> 「議会報告会」や「意見交換会」といった市民と対話する機会を盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 執行部が持っている資料について、情報公開条例で出すことが可能な資料に関しては、議員が必要な請求手続きを踏めば、資料を出してもらえる仕組みを作りたい。 <input type="checkbox"/> 議会費の予算について、議員間で協議のうえ要望書を作成し、議長から市長に要望書を提出する形式を考えたい。 <input type="checkbox"/> 条例の最高規範性を明記した条文は、条例の前段で規定すべきではないか。 <input type="checkbox"/> 「執行部の反問権」と「正副議長の立候補制」を盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 議長が議会を招集できる仕組みを考え盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 通年議会についても検討する必要がある。 <input type="checkbox"/> 一般質問等で執行部が検討すると答弁した事項の結果報告義務や執行部の責任に関する規定を盛り込みたい。 【まとめ】 今日示された資料及び会議で出された意見等を踏まえ、次回以降、意見集約をしながら、議会基本条例の構成について議論を深めていくこととした。
		●今後のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 可能な限り早い時期にアンケート調査を実施することを前提に、アンケートの実施時期、規模、内容、必要経費等について、次回の委員会で検討する。 <input type="checkbox"/> 市民との意見交換会(シンポジウム等)の開催時期や内容等について、アンケート調査と併せて検討していく。 <input type="checkbox"/> 議会のおしらせ等で特別委員会の記事を掲載する。
		●視察について 議会基本条例を制定し実際に運用している先進自治体の行政視察を実施することとし、日程、視察先については正副委員長一任とした。 ※視察日程 8月2日(月)～3日(火)【1泊2日】 視察先：埼玉県 所沢市議会
		●議会基本条例に盛り込むべき事項について <委員会が出された主な意見等> <input type="checkbox"/> 議会の招集権について ・ 議長の議会招集権については法的に難しいようだが引き続き研究していく。 ・ 国の動向を見て時間をかけて議論してもよいのではないかと。 <input type="checkbox"/> 通年議会について ・ 通年議会にすれば、市長の専決処分は限定され、年度末等に見られる税法改正に伴う専決処分はなくなる。 ・ 専決処分を制限する方法として、議会基本条例の中で、その説明責任を明確にする方法を盛り込む方法も考えられるのではないかと。 <input type="checkbox"/> 議長・副議長志願者の所信表明について ・ 「正副議長になる理由」「正副議長になった場合に何をしたいのか」等、正副議長を選ぶ基準になる。 ・ 市民から見て、どのように正副議長が選ばれているのかわからない。市民に見えるようにするためにもいいのではないかと。 ・ 議長には執行権がないため、所信表明で何をうったえ、何が実行できるのかわからない。所信表明まではせずに、立候補制にする程度で止めておいてもいいのではないかと。 <input type="checkbox"/> 議員間の自由討議について ・ 議員間の自由討議については、現在の委員会運営の実情に照らして、必要性について議論を深めていく必要がある。
第5回	H22. 7. 8	

第5回	H22. 7. 8	<p>【まとめ】</p> <p>① 総則の中で最高規範性を明記する。 ② 市民に分かりやすい表現を用いて、条例のスリム化を図るなど、市民から見て分かりやすい条例にする。 ③ 議会の活動原則 と 議員の活動原則 は条文を分ける。 ④ 通年議会については引き続き議論していく。 ⑤ 正副議長選出時の所信表明及び立候補制については今後も議論を深めていく。 ⑥ 会派、代表者会議、全員協議会の条文については、会議規則等との関連性を踏まえ検討していく。 ⑦ 議員間の自由討議については今後も議論を深めていく。</p> <p style="text-align: center;">アンケート調査（市民の意識調査の実施について）</p> <p><input type="checkbox"/> 調査の目的及び実施主体について確認。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査項目を決定。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査時期を7月下旬～8月下旬とした。 【調査期間：7月26日（月）～8月20日（金）】</p> <p><input type="checkbox"/> 調査規模は、田川市に居住する満20歳以上の男女のうち1,000人を無作為抽出とした。</p>
第6回	H22. 7. 23	<p style="text-align: center;">議会基本条例に盛り込むべき事項について</p> <p>《委員会で出された主な意見等》</p> <p>□会議録の公開について</p> <p>・ 秘密会が望ましいものと、そうでないものを整理する必要がある。</p> <p>□請願・陳情者の意見陳述の場を設けることについて</p> <p>・ 提案者から直接意見を聴いたほうが趣旨が伝わることから、条例に盛り込むべきである。</p> <p>請願・陳情者の意見を聴くということについては、最終的には委員長が委員の意見を聴いて判断することである。条例では「努める」という文言にして、これまでよりも積極的に意見を聴く姿勢を示すという捉え方でいいのではないか。</p> <p>□市民と議会の関係について</p> <p>・ 住民自治の拡大に視点をあてるのか、議会の権限拡大に視点をあてるのかという基本的な議論が必要である。</p> <p>□議会報告会・意見交換会について</p> <p>・ 議会報告会については、「市民と議会の関係」の条文に入れ込むのではなく、個別に定めたほうがよい。</p> <p>・ 意見交換会と議会報告会をどのように捉えるのかということがポイントになる。</p> <p>・ 議会報告会を実施している他の自治体では実際にどのような活動をしているのかということも踏まえ、検討していく必要がある。</p> <p>・ 実施した場合は各議員にとってかなりの負担となるため、会派の意見を聴きながら慎重に検討すべきである。</p> <p>【まとめ】 ・ ・ 個人・会派ではなく、議会としてどうしていくのかという話である。議会報告会の実施要綱等の資料を集めて、どうすれば本市議会にあったものができるのかということについて、次回以降、集中的に議論したい。議会報告会については、条例に盛り込むという形の中で、議論を進めていきたい。</p> <p>□賛否の公開について</p> <p>・ 市民が一番知りたい部分であり、条例に盛り込むべきだと思う。</p> <p>・ 会派での合意や会派としての態度が分かるようにできないか。</p> <p>・ 議決は議会で議論された後に最終的な結論として出た議会の総意であるので、個人の賛否を公開する必要はないのではないか。</p> <p>・ 現在、本市議会では個人の賛否の把握をしていないため、正確に賛否を把握する方法について検討する必要がある。</p> <p>・ すべて賛否の公開をすれば、簡易採決はなくなる。そのあたりも整理したうえで議論する必要がある。</p> <p>□意見提案手続き、パブリックコメント、モニター制度について</p> <p>・ 慎重に検討することとなった。</p> <p>□広報委員会について</p> <p>・ 広報委員会を作って議員同士で議論し記事を割愛していけば、読みやすく分かりやすいものになるのではないか。</p> <p>・ あえて条例に盛り込まなくても、広報委員会はできるのではないか。</p> <p>・ 条例の後半部分で「議会広報の充実」ということを明文化している基本条例もある。</p> <p>【まとめ】 広報委員会については、その目的について、さらに研究していくこととしたい。</p> <p>□議会と執行部の関係について</p> <p>・ 反問権については、議論通行をスムーズにするための反問にとどめたほうがいいのではないか。</p> <p>・ 議員の政策能力を高めて、執行部の政策形成過程を聞くためにも反問権は必要だと思う。</p> <p>・ 文書質問等についてはさらに研究したのち議論を深めていきたい。</p> <p>□議会審議における論点情報の形成について</p> <p>・ 事前に執行部と協議・調整が必要ではないのか。</p> <p>・ 議会が議会としての権能を果たすために、当然の権利として執行部に要求していくものだと思う。</p> <p>□予算及び決算の審議における政策説明、監視及び評価、政策立案及び政策提言</p> <p>・ 骨子案の作成時に検討する。</p> <p style="text-align: center;">地方自治法第96条第2項の議決事件（議決事項の追加）</p> <p>・ 佐賀市議会等の例を参考にすることとし、細かな諸計画については盛り込まない方向で検討することとした。</p>

第6回	H22. 7. 23	<p style="text-align: center;">市民との意見交換会（シンポジウム等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムを開催する場合、予算がなくては開催できないので、予算要求はしておくべきだと思う。 ・ シンポジウムの開催及び予算要求については、慎重に議論する必要があると思う。 ・ 市民意見の聴取ということであれば、シンポジウム以外にもアンケート調査等の方法はあると思う。 ・ シンポジウムを開催する前に、中身のあるものにするためにも専門家の意見を聴く必要があるのではないかな。
第7回	H22. 8. 10	<p style="text-align: center;">議会基本条例に盛り込むべき事項について</p> <p>□議員間の自由討議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会と本会議で、議員間の自由討議を行うべきである。 ・ 自由討議をする場合の、議案の提案者や議案の中身・内容について、整理する必要があると思う。 ・ 政策的議論は委員会ですべてできるため、本会議で議論（自由討議）することについては慎重に検討しなければいけない。 ・ 本会議では議員も多くなるため、自由討議の收拾や議事進行面での課題もでてくる。 ・ 言論の府である議会において、自由な討議を行って、市民に議案等の論点や問題点がわかるようにすることが大切ではないかな。 ・ 討論との関係も整理する必要があるのではないかな。 <p>□政策討論会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会の実施と関係してくる部分である。 <p>□議会運営、委員会の活動・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の傍聴者にも資料を配布したほうがよいと思う。 ・ 出前講座など、積極的に外に出る活動もすべきである。 ・ 市役所以外で委員会を開催した場合、どこまで本音の議論ができるのか、また、全議員が公平・公正な立場で議論することができるのかといった疑問がでてくる。慎重に検討する必要があると思う。 ・ 出前講座については、議会報告会との関連も出てくるため再度検討する。 <p>□政務調査費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の条例を尊重する方向で基本条例に盛り込む。 <p>□議会広報誌の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局だけでメリハリのある広報誌を作成することは難しい。市民に開かれた議会の情報伝達方法として議会広報は有効であることから、議員で広報委員会を作るか、どうか議論する必要がある。 <p>□議会事務局の体制整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の人事権・任命権の強化を図る条件整備が必要である。 ・ 議会のチェック機能強化、政策立案能力を高めるためにも、議会事務局体制の強化を図ることを条例に盛り込む。 <p>□付属機関の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に明記しておかなければ必要な時に設置できないため、条例に盛り込むべきである。 <p>□議会改革の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会の中で積極的に改革について議論するといった内容の条文ではどうか。 <p>□議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬のあり方について、根本的な部分を議論する必要がある。ボランティアであるべきといった意見や、日割りでもいいのではないかなといった意見を踏まえ、うえて、「報酬」の捉え方について議論を深める必要があるのではないかな。 ・ 議員報酬は議員間で話し合っ決めていくという意思表示をする条文であると思う。例えば、第三者の意見を聞いて決定しようということになれば、第三者機関を設置することになる場合も考えられる。 ・ いずれにしても最終的には議員が自らが判断することになる。 <p>□条例の見直し手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後検証を行う意味でも、盛り込むべきだと思う。 <p>●今後のスケジュールについて</p> <p>※これまでに出示された意見、市民意識調査の結果等を踏まえ、次回以降、骨子案の検討に入っていく。 ※「骨子案の素案」等、資料作成については、正副委員長に一任する。 ※今後、条例案を議論していく途中で、専門家（講師）の意見を聴く機会を数回設ける。 ※講師謝礼金及び特別委員会の諸経費について9月補正予算で要求する。 （金額等については正副委員長一任）</p>

議会基本条例検討特別委員会における審議経過と審議結果整理表 (第8回 委員会資料)

回数	開催日	審議結果
第1回	H22. 4. 27	正副委員長を決定
第2回	H22. 5. 11	●設置目的について 特別委員会では「議会基本条例の策定を前提に審議していくこと」を確認
		●最終目標について 「本年12月までに議会基本条例の原案を作成し委員長報告を行うこと」を目標とする
		●情報公開について 特別委員会の審議結果及び掲載可能な会議資料については、田川市議会ホームページに掲載する
		●研修会の開催について 5月31日(月)10時から【法政大学教授 廣瀬 克哉 氏】を講師に招き、特別委員会主催の研修会を開催することとし、研修会の参加範囲は、田川市議会全議員及び執行部職員のほか、一般の市民も参加可能とする。
		第3回
第4回	H22. 6. 24	●議会基本条例の構成について <委員会が出された主な意見等> <input type="checkbox"/> 市民に開かれた、市民とともに歩む議会という点を大切にしたい。 <input type="checkbox"/> 「議会報告会」や「意見交換会」といった市民と対話する機会を盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 執行部が持っている資料について、情報公開条例で出すことが可能な資料に関しては、議員が必要な請求手続きを踏めば、資料を出してもらえる仕組みを作りたい。 <input type="checkbox"/> 議会費の予算について、議員間で協議のうえ要望書を作成し、議長から市長に要望書を提出する形式を考えたい。 <input type="checkbox"/> 条例の最高規範性を明記した条文は、条例の前段で規定すべきではないか。 <input type="checkbox"/> 「執行部の反問権」と「正副議長の立候補制」を盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 議長が議会を招集できる仕組みを考え盛り込みたい。 <input type="checkbox"/> 通年議会についても検討する必要がある。 <input type="checkbox"/> 一般質問等で執行部が検討すると答弁した事項の結果報告義務や執行部の責任に関する規定を盛り込みたい。 【まとめ】 今日示された資料及び会議で出された意見等を踏まえ、次回以降、意見集約をしながら、議会基本条例の構成について議論を深めていくこととした。
		●今後のスケジュールについて <input type="checkbox"/> 可能な限り早い時期にアンケート調査を実施することを前提に、アンケートの実施時期、規模、内容、必要経費等について、次回の委員会で検討する。 <input type="checkbox"/> 市民との意見交換会(シンポジウム等)の開催時期や内容等について、アンケート調査と併せて検討していく。 <input type="checkbox"/> 議会のおしらせ等で特別委員会の記事を掲載する。
		●視察について 議会基本条例を制定し実際に運用している先進自治体の行政視察を実施することとし、日程、視察先については正副委員長一任とした。 ※視察日程 8月2日(月)～3日(火)【1泊2日】 視察先：埼玉県 所沢市議会
		●議会基本条例に盛り込むべき事項について <委員会が出された主な意見等> <input type="checkbox"/> 議会の招集権について ・ 議長の議会招集権については法的に難しいようであるが引き続き研究していく。 ・ 国の動向を見て時間をかけて議論してもよいのではないかと。 <input type="checkbox"/> 通年議会について ・ 通年議会にすれば、市長の専決処分は限定され、年度末等に見られる税法改正に伴う専決処分はなくなる。 ・ 専決処分を制限する方法として、議会基本条例の中で、その説明責任を明確にする方法を盛り込む方法も考えられるのではないかと。 <input type="checkbox"/> 議長・副議長志願者の所信表明について ・ 「正副議長になる理由」「正副議長になった場合に何をしたいのか」等、正副議長を選ぶ基準になる。 ・ 市民から見て、どのように正副議長が選ばれているのかわからない。市民に見えるようにするためにもいいのではないかと。 ・ 議長には執行権がないため、所信表明で何をうったえ、何が実行できるのかわからない。所信表明まではせずに、立候補制にする程度で止めておいてもいいのではないかと。 <input type="checkbox"/> 議員間の自由討議について ・ 議員間の自由討議については、現在の委員会運営の実情に照らして、必要性について議論を深めていく必要がある。
		●議会の招集権について ・ 議長の議会招集権については法的に難しいようであるが引き続き研究していく。 ・ 国の動向を見て時間をかけて議論してもよいのではないかと。
		●通年議会について ・ 通年議会にすれば、市長の専決処分は限定され、年度末等に見られる税法改正に伴う専決処分はなくなる。 ・ 専決処分を制限する方法として、議会基本条例の中で、その説明責任を明確にする方法を盛り込む方法も考えられるのではないかと。
		●議長・副議長志願者の所信表明について ・ 「正副議長になる理由」「正副議長になった場合に何をしたいのか」等、正副議長を選ぶ基準になる。 ・ 市民から見て、どのように正副議長が選ばれているのかわからない。市民に見えるようにするためにもいいのではないかと。 ・ 議長には執行権がないため、所信表明で何をうったえ、何が実行できるのかわからない。所信表明まではせずに、立候補制にする程度で止めておいてもいいのではないかと。
		●議員間の自由討議について ・ 議員間の自由討議については、現在の委員会運営の実情に照らして、必要性について議論を深めていく必要がある。
		●議会の招集権について ・ 議長の議会招集権については法的に難しいようであるが引き続き研究していく。 ・ 国の動向を見て時間をかけて議論してもよいのではないかと。
		●通年議会について ・ 通年議会にすれば、市長の専決処分は限定され、年度末等に見られる税法改正に伴う専決処分はなくなる。 ・ 専決処分を制限する方法として、議会基本条例の中で、その説明責任を明確にする方法を盛り込む方法も考えられるのではないかと。

第5回	H22. 7. 8	<p>【まとめ】</p> <p>① 総則の中で最高規範性を明記する。 ② 市民に分かりやすい表現を用いて、条例のスリム化を図るなど、市民から見て分かりやすい条例にする。 ③ 議会の活動原則 と 議員の活動原則 は条文を分ける。 ④ 通年議会については引き続き議論していく。 ⑤ 正副議長選出時の所信表明及び立候補制については今後も議論を深めていく。 ⑥ 会派、代表者会議、全員協議会の条文については、会議規則等との関連性を踏まえ検討していく。 ⑦ 議員間の自由討議については今後も議論を深めていく。</p> <p style="text-align: center;">アンケート調査（市民の意識調査の実施について）</p> <p><input type="checkbox"/> 調査の目的及び実施主体について確認。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査項目を決定。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査時期を7月下旬～8月下旬とした。 【調査期間：7月26日（月）～8月20日（金）】</p> <p><input type="checkbox"/> 調査規模は、田川市に居住する満20歳以上の男女のうち1,000人を無作為抽出とした。</p>
第6回	H22. 7. 23	<p style="text-align: center;">議会基本条例に盛り込むべき事項について</p> <p>《委員会で出された主な意見等》</p> <p>□会議録の公開について</p> <p>・ 秘密会が望ましいものと、そうでないものを整理する必要がある。</p> <p>□請願・陳情者の意見陳述の場を設けることについて</p> <p>・ 提案者から直接意見を聴いたほうが趣旨が伝わることから、条例に盛り込むべきである。</p> <p>請願・陳情者の意見を聴くということについては、最終的には委員長が委員の意見を聴いて判断することである。条例では「努める」という文言にして、これまでよりも積極的に意見を聴く姿勢を示すという捉え方でいいのではないか。</p> <p>□市民と議会の関係について</p> <p>・ 住民自治の拡大に視点をあてるのか、議会の権限拡大に視点をあてるのかという基本的な議論が必要である。</p> <p>□議会報告会・意見交換会について</p> <p>・ 議会報告会については、「市民と議会の関係」の条文に入れ込むのではなく、個別に定めたほうがよい。</p> <p>・ 意見交換会と議会報告会をどのように捉えるのかということがポイントになる。</p> <p>・ 議会報告会を実施している他の自治体では実際にどのような活動をしているのかということも踏まえ、検討していく必要がある。</p> <p>・ 実施した場合は各議員にとってかなりの負担となるため、会派の意見を聴きながら慎重に検討すべきである。</p> <p>【まとめ】 ・ ・ 個人・会派ではなく、議会としてどうしていくのかという話である。議会報告会の実施要綱等の資料を集めて、どうすれば本市議会にあったものができるのかということについて、次回以降、集中的に議論したい。議会報告会については、条例に盛り込むという形の中で、議論を進めていきたい。</p> <p>□賛否の公開について</p> <p>・ 市民が一番知りたい部分であり、条例に盛り込むべきだと思う。</p> <p>・ 会派での合意や会派としての態度が分かるようにできないか。</p> <p>・ 議決は議会で議論された後に最終的な結論として出た議会の総意であるので、個人の賛否を公開する必要はないのではないか。</p> <p>・ 現在、本市議会では個人の賛否の把握をしていないため、正確に賛否を把握する方法について検討する必要がある。</p> <p>・ すべて賛否の公開をすれば、簡易採決はなくなる。そのあたりも整理したうえで議論する必要がある。</p> <p>□意見提案手続き、パブリックコメント、モニター制度について</p> <p>・ 慎重に検討することとなった。</p> <p>□広報委員会について</p> <p>・ 広報委員会を作って議員同士で議論し記事を割愛していけば、読みやすく分かりやすいものになるのではないか。</p> <p>・ あえて条例に盛り込まなくても、広報委員会はできるのではないか。</p> <p>・ 条例の後半部分で「議会広報の充実」ということを明文化している基本条例もある。</p> <p>【まとめ】 広報委員会については、その目的について、さらに研究していくこととしたい。</p> <p>□議会と執行部の関係について</p> <p>・ 反問権については、議論通行をスムーズにするための反問にとどめたほうがいいのではないか。</p> <p>・ 議員の政策能力を高めて、執行部の政策形成過程を聞くためにも反問権は必要だと思う。</p> <p>・ 文書質問等についてはさらに研究したのち議論を深めていきたい。</p> <p>□議会審議における論点情報の形成について</p> <p>・ 事前に執行部と協議・調整が必要ではないのか。</p> <p>・ 議会が議会としての権能を果たすために、当然の権利として執行部に要求していくものだと思う。</p> <p>□予算及び決算の審議における政策説明、監視及び評価、政策立案及び政策提言</p> <p>・ 骨子案の作成時に検討する。</p> <p style="text-align: center;">地方自治法第96条第2項の議決事件（議決事項の追加）</p> <p>・ 佐賀市議会等の例を参考にすることとし、細かな諸計画については盛り込まない方向で検討することとした。</p>

第6回	H22. 7. 23	<p style="text-align: center;">市民との意見交換会（シンポジウム等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムを開催する場合、予算がなくては開催できないので、予算要求はしておくべきだと思う。 ・ シンポジウムの開催及び予算要求については、慎重に議論する必要があると思う。 ・ 市民意見の聴取ということであれば、シンポジウム以外にもアンケート調査等の方法はあると思う。 ・ シンポジウムを開催する前に、中身のあるものにするためにも専門家の意見を聴く必要があるのではないかな。
第7回	H22. 8. 10	<p style="text-align: center;">議会基本条例に盛り込むべき事項について</p> <p>□議員間の自由討議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会と本会議で、議員間の自由討議を行うべきである。 ・ 自由討議をする場合の、議案の提案者や議案の中身・内容について、整理する必要があると思う。 ・ 政策的議論は委員会ですべてできるため、本会議で議論（自由討議）することについては慎重に検討しなければいけない。 ・ 本会議では議員も多くなるため、自由討議の收拾や議事進行面での課題もでてくる。 ・ 言論の府である議会において、自由な討議を行って、市民に議案等の論点や問題点がわかるようにすることが大切ではないかな。 ・ 討論との関係も整理する必要があるのではないかな。 <p>□政策討論会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会の実施と関係してくる部分である。 <p>□議会運営、委員会の活動・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の傍聴者にも資料を配布したほうがよいと思う。 ・ 出前講座など、積極的に外に出る活動もすべきである。 ・ 市役所以外で委員会を開催した場合、どこまで本音の議論ができるのか、また、全議員が公平・公正な立場で議論することができるのかといった疑問がでてくる。慎重に検討する必要があると思う。 ・ 出前講座については、議会報告会との関連も出てくるため再度検討する。 <p>□政務調査費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の条例を尊重する方向で基本条例に盛り込む。 <p>□議会広報誌の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局だけでメリハリのある広報誌を作成することは難しい。市民に開かれた議会の情報伝達方法として議会広報は有効であることから、議員で広報委員会を作るか、どうか議論する必要がある。 <p>□議会事務局の体制整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の人事権・任命権の強化を図る条件整備が必要である。 ・ 議会のチェック機能強化、政策立案能力を高めるためにも、議会事務局体制の強化を図ることを条例に盛り込む。 <p>□付属機関の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に明記しておかなければ必要な時に設置できないため、条例に盛り込むべきである。 <p>□議会改革の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会の中で積極的に改革について議論するといった内容の条文ではどうか。 <p>□議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬のあり方について、根本的な部分を議論する必要がある。ボランティアであるべきといった意見や、日割りでもいいのではないかなといった意見を踏まえ、うえて、「報酬」の捉え方について議論を深める必要があるのではないかな。 ・ 議員報酬は議員間で話し合っ決めていくという意思表示をする条文であると思う。例えば、第三者の意見を聞いて決定しようということになれば、第三者機関を設置することになる場合も考えられる。 ・ いずれにしても最終的には議員が自らが判断することになる。 <p>□条例の見直し手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後検証を行う意味でも、盛り込むべきだと思う。 <p>●今後のスケジュールについて</p> <p>※これまでに出示された意見、市民意識調査の結果等を踏まえ、次回以降、骨子案の検討に入っていく。 ※「骨子案の素案」等、資料作成については、正副委員長に一任する。 ※今後、条例案を議論していく途中で、専門家（講師）の意見を聴く機会を数回設ける。 ※講師謝礼金及び特別委員会の諸経費について9月補正予算で要求する。 （金額等については正副委員長一任）</p>